平成２７年（フ）第３６６号
大阪府河内長野市小山田町1250番地の39
債務者　中井　良純
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３６７号
大阪府河内長野市小山田町1250番地の39
債務者　中井知惠代
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３１３号
東京都八王子市四谷町1917番地45すみれハイツ
債務者　武原喜美子
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月22日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１３号
熊本県山鹿市津留2244番地、前住所愛知県刈谷市東境町堀池19番地　201号
債務者　真鍋　辰也
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月28日午前11時45分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２７年（フ）第１５号
熊本県山鹿市泉町309番地　グレースマンション501号
債務者　原　富志恵
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月28日午前11時30分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２７年（フ）第７９６号
横浜市戸塚区上矢部町45番地４　アインベルク203号
債務者　東　　健二
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１６号
静岡県浜松市中区葵西６丁目22番12―201号県営葵団地２
債務者　鶴　　和巳
1　決定年月日時　平成27年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月31日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１７７号
岡山市北区番町１丁目７番８号、旧住所和歌山県田辺市秋津町54番地の２　101
債務者　池田　幸柱
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３７２号
東京都町田市本町田3549番地３藤の台団地２―38―502
債務者　山本　博之
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月５日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２４０号
東京都立川市高松町２丁目３番５号
債務者　太田怜香こと　金　　怜香
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２１号
熊本県球磨郡錦町大字木上南1180番地１
債務者　高木みなみ（旧姓内野）
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月７日午前10時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２７年（フ）第７７９号
横浜市旭区左近山448番地４　左近山団地８街区16棟101号
債務者　木村フジヱ
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月14日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０６号
愛知県岡崎市牧平町字黒石43番地
債務者　藤井　昌志
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月20日午後３時40分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続開始中更正

平成２７年（フ）第１０７号
沖縄県那覇市泊２丁目14番地２
破産者　沖縄印章株式会社
1　主文　当裁判所が平成27年５月18日午後５時になした破産手続開始決定中、破産者の住所につき「沖縄県那覇市泊２丁目15番地４」とあるのを「沖縄県那覇市泊２丁目14番地２」と更正する。
2　決定年月日　平成27年５月28日
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第１９号
福岡市博多区井相田３丁目４番３号
破産者　有限会社清水自動車ガラス
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３２３号
福岡県朝倉市杷木星丸283番地の２
破産者　有限会社ケイアールエム高陽
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部